

第 27 回 建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザリー会議 議事概要

【日 時】 令和 8 年 1 月 30 日（金） 10：00～11：30

【場 所】 都庁第二本庁舎 5 階 5B 会議室

【出席者】 アドバイザー委員：堀田委員（東京大学大学院教授）、原澤委員（弁護士）

局内委員：久野道路監、宮武総務部長、山本企画担当部長

小田中建設 DX 推進・危機管理強化担当部長

上田道路管理部長、松島道路建設部長、本木公園緑地部長、斉藤河川部長

事務局：小野技術管理課長、小林用度課長、松田設備維持担当課長

山本建設 DX 推進担当課長、宮川用度課課長代理、渡技術管理課課長代理、

木村技術管理課主任

令和 7 年度 of 取組状況と令和 8 年度 of 取組方針（案）

1. 設計等委託業務・工事の品質確保に関する事項（総合評価方式等の活用）

【原澤委員】発注関係事務の運用に関する指針（品確法運用指針）では、「発注に当たっては、業務・工事の内容や地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価方式等の適切な入札契約方式を選択するよう努める」と明記されているため、P7～9 に記載ある選定フロー・具体イメージ・適用表に基づいて入札方式を選定していくことが重要であると考えます。

一方、新規参入者の受注機会確保を主な目的に価格競争を増やすことは適切ではない。現行の総合評価方式が過去実績の評価に重点を置いているため新規参入者等にとって落札が困難であることは理解するが、品確法運用指針には、「総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては豊富な実績を有していない者でも入札参加できるように若手・女性技術者の登用や施工計画などを評価するなど、適切な評価項目の設定に努めること」となっている。技術力があるにも関わらず過去実績がないため落札できないのであれば、品確法の趣旨を踏まえ、価格競争を選定するのではなく、総合評価方式の評価項目を検討すべきであると考えます。また、総合評価方式による入札を想定して努力してきた企業が不利益を被ることがないように対応してほしい。

- 【事務局】建設局としては、品質確保を図るとともに、多くの事業者の受注機会を確保することが重要であることから、昨年度より総合評価方式を原則適用するという運用は見直しているが、品確法の基本理念を踏まえ、総合評価方式での発注を推進するという考え方は以前と変わっていない。そのため、運用の見直しに伴って、安易に価格競争での発注とならないように P7～9 に記載ある「入札方式の選定フロー」や「具体のイメージ」などを整備しており、これに基づいた発注を確実に行うことが重要であると考えている。事務所からの意見も踏まえ、案件の内容に応じた入札方式を適切に選定できるよう、具体のイメージに事例を追加するなど充実化を図るとともに、引き続き、局内周知に努めていく。

また、品確法運用指針には豊富な実績を有していない場合に考慮した評価項目の設定に関する記載があることや、国交省では他自治体の実績を評価する総合評価方式を運用していることは認識しているが、都においては新しい制度を導入することになるため、入札契約制度を所管する局との調整が必要となる。建設局としては、「品質確保」と「多くの事業者の受注機会の確保」

という2つの課題に対して、まずは現在整備されている入札契約制度の範囲内で考えられる対策として、総合評価方式を推進しつつ、案件の内容をしっかりと見極めた上で価格競争も発注することで、この2つの課題を解決したいと考えている。制度を「運用」する局として現行の総合評価方式を適用した結果や課題について、制度を「設計」する局と共有することが大切であると考えており、制度所管局と連携して品確法の趣旨に沿った取組となるよう努めていく。

【堀田委員】新規参入を含め、担い手確保は重要であると認識している。一方で、総合評価方式から価格競争へ移行することで新規参入を促すのは、原澤委員の意見と同じく、品確法の趣旨と異なっていると考える。昨年度も国土交通省の自治体実績チャレンジ型を提案したが、制度設計に関する内容は制度所管局との調整が必要であることは承知しているものの、やはり新規参入にも配慮した総合評価方式の評価項目の検討を行うべきであると考えている。価格競争を選定することで新規参入を促しているという意見も挙がっているが、新規参入を考えている事業者が品質を軽視し価格に重きを置いた応札行動を取ることで、結果的に品質の低下を生むことが懸念される。実績データによると、総合評価方式と価格競争の落札率において平均的には大きく変わらず問題は起こっていないようだが、P22で示されているR7年度新規参入者47社が、他の242社と比較して落札率が低くなっているかなどを検証する価値はあるかと考える。

また、P23に「比較的小規模な交差点改良工事や現道拡幅工事は希望者が少なく、総合評価方式を適用すると不調を助長する懸念がある」と意見があるが、大変で魅力が少ない案件に対して、入札参加希望者を増やすために価格競争で発注することは品確法の趣旨と異なる。あくまで、取組方針では、現場条件の制約が少ない等の技術的な要素や工夫の余地が少ない工事は価格競争で発注するとしているので、不調を避けるために価格競争を適用するのではなく、選定フローや具体イメージに基づき、適切に運用してほしい。さらに、ダンピング対策や担い手確保・育成にも関連して、改正建設業法に標準労務費の運用が規定された。東京都では既に社会的責任調達指針が運用されているが、現場の様々な情報を見える化することは、品質を軽視した価格競争を防ぐ仕組みとして重要である。国土交通省では直轄工事で労務費及び賃金支払実態を調査することを始めているので、現場の担い手確保・育成を踏まえ、適切に取り組んでほしい。

それから、P23に「ECI方式を積極的に適用してほしい」と業界団体からの意見も挙げられていたが、他発注機関でもECI方式の活用事例が広がっている中で発注手続きが煩雑で時間がかかるなどのハードルが高いといった声がある。一方で、難易度が高い工事や非常に手間のかかる工事にはECI方式が有効であると考えてるので、大規模な工事に限定することなく、ECI方式のメリットを発揮できるような工事があれば積極的に活用してほしい。

- 【事務局】新規参入の応札行動については、今年度契約に至った受注者のうち、過去5年間に価格競争で受注実績がなかった企業や、過去5年間に総合評価方式への参加実績がなかった企業などに着目してデータ分析を行ったが、総合評価方式の原則適用を見直したこととの関連性は今のところ確認できなかった。一方で、入札に参加しやすくなったというご意見をいただいていることや、運用を見直してまだ1年足らずであるため、引き続き、現場や業界団体の意見も確認しつつ、状況をモニタリングしていきたいと考えている。

標準労務費については、制度所管局が関係局と今後具体的にどうするかを議論していくと考えている。

ECI 方式についても、選定フロー・具体イメージに追加して、適切な運用を促していきたい。

2. 働き方改革に関する事項（施工時期等の平準化）

【原澤委員】債務負担行為の適用件数が増えているため、引き続き取組を続けてほしい。適用件数が増加したことによる不調率の改善など示せると、より効果を実感できると思う。

- 【事務局】債務負担行為による効果については、契約実績等を踏まえながら、引き続き注視していきたい。

3. 生産性向上に関する事項（建設DX）

【堀田委員】P31 の建設 DX について、国では i-construction2.0 が運用されており、一つの主なキーワードは「オートメーション化」である。BIM/CIM や AI の活用、建設機械の自動施工、ロボティクスなど、生産性向上だけでなく担い手確保・育成の観点からも重要であると考えているが、オートメーション化に関して、都ではどのような取組・検討が行われているか教えてほしい。

- 【事務局】国の i-construction2.0 のオートメーション化で位置づけられている施工、データ連携、施工管理の様々な取組に関して、建設局では「ICT 活用工事」「建設現場の遠隔臨場」「BIM/CIM」「工事情報共有システム」をそれぞれ実施していることに加え、各事業の中でドローンや AI など先端技術の活用も始めているところである。国や他自治体の技術動向も注視しながらその他の取組についても検討していきたいと考えている。また、自動施工については、国の大規模工事とは異なり都市部での施工も多いため、安全性や建物による通信環境等の課題もあることから導入は難しい状況ではあるが、引き続き検討を続けていく。
- 【小田中建設 DX 推進・危機管理強化担当部長】i-construction2.0 のオートメーション化で示している 3 本柱（施工・データ連携・施工管理）に関して、施工については事務局が説明した通り都市部での適用は難しい実態があるため、国の取組を注視しながら引き続き検討を進めていきたいと考えている。データ連携については、BIM/CIM の取組の中で進めており、R3 年度に始めた一気通貫モデル事業が、設計から現在工事発注段階まで進んでいるものが出てきたところである。受注者にも設計段階で作成したモデルデータを活用していく協議を始めており、維持管理にも上手く適用できるように国の状況も注視しながら取り組んでいきたい。施工管理については、遠隔臨場にも取り組んでいるところである。プレキャスト化については、私は昨年まで現場にいたが、シールド工事におけるインバートを現場打ちからプレキャスト化したことで数ヶ月の工期短縮を図ることができた現場もあった。施工手間が削減できる上に、工期が長期化することによる都民への負担も問題となっていたため、費用面等の課題はあるものの、効果があると実感している。

担い手確保の観点からもオートメーション化は非常に重要であると認識しているため、引き続き取組を検討していきたい。

区市町村支援

【原澤委員】未だに週休 2 日制確保工事を導入していない区市町村が多数あるが、品確法において、週休 2 日や適正な工期設定は努力義務ではなく必須事項となっている。区市町村の工事を受注

している企業が週休 2 日を確保できないなど、働き方改革への支障がでないよう、引き続き区市町村へ働きかけてほしい。

- **【事務局】** 区市町村の工事において、基本的には週休 2 日を確保できるように土日を含まない工期設定をしていると思われるが、P36 の色分けは積算における補正係数を設定していない場合や特記仕様書等で週休 2 日制対象工事であることを明記していない場合である。週休 2 日制対象工事を導入していない区市町村の各現場において、実際に週休 2 日を確保できているかまでは正確に把握できていないため、区市町村には連絡協議会等の機会を捉えてヒアリングをしつつ、国とも連携しながら引き続き支援に取り組んでいきたい。

【堀田委員】 P36 の週休 2 日制確保工事の【導入に至らない理由・導入に向けた検討も実施しない理由】の中で、「日給及び月給の地元業者も多く、休日数を増やすのは困るという意見が多いため」という理由が挙げられているが、こういった事態が発生しないように担い手 3 法は改正されているため、趣旨を理解してもらうように支援してほしい。

- **【事務局】** 区市町村には、担い手 3 法等の趣旨を理解していただくために、連絡協議会等の機会を捉えて、引き続き支援していきたい。

以上